

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：和歌山県

1 地域活性化総合特別区域の名称

和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

- 国内外からの観光客受入促進
- 県内の文化財等の地域資源の更なる保全・活用
- 世界遺産文化研究・情報発信促進

(解説)

紀伊半島の「高野山」、「熊野」は、古く神話の時代から続く自然への信仰と海外から伝来した仏教文化が融合し、独自の展開が図られる中で、当時の都を始め、全国各地から多数の参詣者が畏敬や崇拜の念に満ちた思いを胸に訪れた地域である。こうした人々の交流を通じて高野・熊野地域には、多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術品、工芸品等の文化的資産が形成、蓄積されている。これらは、世界的にも貴重な資産として後世に適切に引き継いでいく人類の宝というべきものであり、平成16年にはユネスコにより世界遺産として登録されたところである。

本総合特区においては、県内の世界遺産関連地域（世界遺産の資産が所在する市町及び世界遺産に関連する文化財が所在する市町）に残された文化財等について、さらなる学術調査研究の推進や、市町村、住民、文化財所有者等との密接な連携による文化資源の適切な保全を図るとともに、国内で始めて「文化的景観」として高く評価された本地域の文化資源の希少性、独自性といった特性にふさわしい国外・国内からの観光客の受入等に努める。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：世界遺産関連地域における観光客総数（延べ人数）

数値目標(1)：10,700,433人（H22年）

（うち宿泊客数 3,406,550人、日帰り客数 7,293,883人）

→ 1,130万人（H27年）

（うち宿泊客数 370万人、日帰り客数 760万人）

評価指標(2)：世界遺産関連地域における外国人宿泊客総数（延べ人数）

数値目標(2)：88,291人（H22年） → 15万人（H27年）

評価指標(3)：世界遺産を管理する市町や所有者が実施する維持管理事業及び保存修理事業に対す

る年間補助事業数

数値目標(3) : 16件 (H23年度) → 30件 (H27年度)

評価指標(4) : 世界遺産に関する講義と現地ウォークなどを組み合わせた次世代育成事業の受講者数

数値目標(4) : H26年度 730人

H27年度 760人

3 特定地域活性化事業の名称

国内外からの観光客受入促進、県内の文化財等の地域資源の更なる保全・活用、世界遺産研究・情報発信促進のため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源の保全・保護、調査研究への取組をより強化するとともに、世界遺産としての知名度を活かした優れた観光資源として活用し、観光に関連した社会資本整備、受入環境の整備・充実や効果的なプロモーションの実施、情報発信によるより一層の地域活性化に係る取組を行っていく。

①<国内外からの観光客受入促進事業>

(規制の特例措置 (地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業)、別紙2-1)

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

特になし。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙2-8)

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

特になし。

別紙 2 - 1 <規制の特例措置（地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業）>【1 / 1】

1 特定地域活性化事業の名称

<国内外からの観光客受入促進事業>

（規制の特例措置（地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

和歌山県が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた者

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

和歌山県が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成、確保及び活用を図る。

② 事業に関与する主体

和歌山県

③ 事業が行われる区域

田辺市及び新宮市並びに和歌山県伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町の全域

④ 事業の実施期間

平成 24 年度から平成 28 年度

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

地域活性化総合特別区域通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

⑥ その他

特になし

4 当該特別の措置の内容

① 通訳案内士の現況について

和歌山県における通訳案内士の数は、下表のとおり平成 24 年 1 月末日時点で 54 人、総合特別区域指定範囲の市町に居住する者に限ると 8 人（英語 7 人、仏語 1 人）である。

○和歌山県で登録されている通訳案内士数

和歌山県知事交付通訳案内士(平成24年1月31日現在)

| | 英 | 中 | 韓 | 西 | 露 | 仏 | (計) | H18以後の登録 | |
|-------|----|---|---|---|---|---|-----|----------|-------------|
| 和歌山市 | 14 | 3 | 3 | 1 | | 1 | 22 | 7 | 英4 韓1西1仏1 |
| 海南市 | 4 | | 1 | | | | 5 | 2 | 英2 |
| 岩出市 | 3 | | | 1 | | | 4 | 1 | 英1 |
| 紀の川市 | 2 | | 1 | | | | 3 | 3 | 英2 韓1 |
| 橋本市 | 4 | 2 | | | | | 6 | 2 | 英1 中1 |
| 九度山町 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 英1 |
| 広川町 | 1 | | | | | | 1 | | |
| みなべ町 | | | | | 1 | | 1 | | |
| 由良町 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 英1 |
| 御坊市 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 英1 |
| 田辺市 | 6 | | | | | | 6 | 5 | 英5 |
| 串本町 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 英1 |
| 那智勝浦町 | | | | | | 1 | 1 | 1 | 仏1 |
| 非居住 | | 1 | | | | | 1 | 1 | 中1 |
| (計) | 38 | 6 | 5 | 2 | 1 | 2 | 54 | 26 | 英19中2韓2西1仏2 |

黄色部分は和歌山県「高野・熊野」文化地域振興総合特区の区域内にあたる自治体

和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区において、観光ガイドを担っているのは、主に高野エリアのNPO法人高野山異文化交流ネットワーク(KCCN)、熊野エリアのNPO法人Mi-Kumanoの2団体である。両団体の会員数はあわせて80名、そのうち通訳案内士数はあわせて8名である。

高野・熊野エリアへの外国人宿泊者数は、世界遺産登録を受けた平成16年の49,762人から、平成22年には88,291人と77%も増加している。この増加の背景としては、世界遺産登録時期に合わせて、県内観光関連事業者と協働で取り組んできた海外のメディアやエージェントへの積極的なプロモーション活動の効果が大きいと考える。これまで、世界遺産登録以前にはほとんど目にしなかった高野・熊野地域の外国語による観光情報について、今や世界的に有名な観光ガイドブック(フランス国のミシュランガイド、英国・豪州等のロンリープラネット)においても、今や詳細に記載がなされている。また、WTTC(世界旅行ツーリズム協議会)が実施する「明日へのツーリズム賞」において、熊野地域の着地型観光を推進する(社)田辺市熊野ツーリズムビューローが、日本の団体としては初めて、最終選考者にノミネートされるなど、世界マーケットからの注目は今後もさらに増していくと考えている。

○国別県内外国人宿泊者の推移

| | 香港 | 台湾 | フランス | 韓国 | ドイツ | 中国 | アメリカ | 合計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|---------|
| 平成15年 | 5,858 | 28,327 | 1,139 | 8,046 | 2,283 | 1,829 | 4,909 | 61,283 |
| 平成22年 | 37,053 | 26,542 | 12,580 | 11,722 | 6,430 | 5,446 | 4,389 | 134,802 |

上表のとおり、国別にみた外国人宿泊者の推移を見ると、香港やフランスの伸び率が顕著である。香港は、県を中心としたこれまでのプロモーション活動の成果により、和歌山を取り扱うツアー商品が数多く造成されたためである。フランスは、同じくプロモーション活動により、真言密教の聖地・高野山が新たなデスティネーションとして認知されたためである。放射能不安や台風 12 号による影響で平成 23 年の宿泊者数は減少していると思われるが、平成 24 年は、放射能問題の安定化にあわせて平成 23 年の落ち込みから一定の回復を図り、長期的には上表のような増加トレンドへ戻るよう、諸施策に取り組んでいきたい。

来訪者に対して、高野・熊野の魅力を十分に理解し満足してもらうためには、通訳案内士による案内が必要であるが、上に示したように今後も急激な来訪者の増加が見込まれる中、現状の通訳案内士の数では対応が困難になるとと思われる。よって当該観光ガイド団体に属する通訳案内士以外の方々を中心として、地域に精通した地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成・確保を図る必要がある。

高野・熊野への観光客をみると、欧米諸国からの個人観光客が多く、また彼らのガイドニーズは高い反面、東アジア諸国からの観光客はまだまだ少なくかつ団体旅行形態の訪問がほとんどであり、中国語や韓国語でのガイドニーズはまだまだ発展途上である。そこで、今回の計画では英語による地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成とする。

② 語学力の条件及び研修の内容について

| 研修項目 | 研修内容 | ガイド認定のための要件 | 時間 | 想定する講師 |
|--|--|---|-----|--|
| 語学 | | TOEIC 750点以上 もしくは 英検1級、準1級、2級のいずれかを 有すること 【英検2級保持者のみ対象】 英会話研修 | 10H | ・英会話教室講師 |
| コミュニケーション・ ホスピタリティ | ・外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識 ・おもてなし精神の涵養 | 県主催「訪日外国人受入促進研修」を受講すること | 2H | ・インバウンド受入実績の多い宿泊施設関係者 |
| 世界遺産特区の 地理・歴史 | ・世界遺産の概要 ・登録遺産の詳細 ・世界遺産の保存と管理 ・和歌山県世界遺産条例 等 | 県主催「世界遺産マスター研修会」または、同内容の研修を受講すること | 10H | ・世界遺産センター ・文化遺産課 |
| 旅程管理 | ・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・運送機関及び宿泊施設に関する知識 ・安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力 等 | 観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容を受講すること | 10H | ・観光庁長官の登録を受けた機関 |
| 救急救命 | ・AED（自動体外式除細動器）の取扱い ・応急（救命）手当の知識・技術 | 日本赤十字社、消防局、市町村等の実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講 | 3H | |
| 現場実習 | ・総合的なガイドスキルの習得 ・高野や熊野地域に即した知識・技術の講義（携帯不感地域の把握、緊急避難先の確認 等） | 現役通訳案内士による実地研修会を受講 | 20H | ・高野・熊野地域で活動するガイド団体 ・語り部 ・地元観光協会ネイティブ職員 |
| 口述試験 | | 想定する試験官（2～4名） | | |
| ・1人10分程度の面接形式 ・Speaking Skill、プレゼンテーション能力および研修の理解度を試す | | ・英会話教室講師 ・地元観光協会ネイティブ職員 ・現役通訳案内士 | | |

和歌山県の地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録要件として検討している語学力の条件及び、研修については以下のとおりである。なお、これら研修内容・カリキュラムについては、和歌山県高野・熊野等地域活性化地域協議会の構成員である KCCN および Mi-Kumano のご意見を踏まえ作成し

たものである。

・英語について

英語に関する必要要件については、以下のとおりとする。

- ・TOEIC 750 点以上 もしくは
- ・英検 2 級以上（1 級、準 1 級、2 級）を取得していること

TOEIC、英検のいずれも登録申請時から 1 年以内に取得・合格したものを有効とする。

また、英検 2 級保持者については、英会話研修の受講（研修時間：10 時間）を義務づけるものとする。

・研修の内容について

「コミュニケーション・ホスピタリティ」「世界遺産地区の地理・歴史」「旅程管理」「救急救命」「現場実習」の 5 項目について、それぞれ県が指定する研修を受講させることとする。以下各項目の内容について述べる。

○「コミュニケーション・ホスピタリティ」（研修時間：2 時間）

県が主催する研修を受講するものとする。インバウンド受入実績の多い宿泊施設関係者を講師として、外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識や、おもてなし精神を学ぶものとする。

○「世界遺産地区の地理・歴史」（研修時間：10 時間）

県が主催する研修を受講するものとする。県が運営する世界遺産センターの職員あるいは県文化遺産課職員を講師として、世界遺産の概要、保存や管理、登録資産等について学ぶものとする。

○「旅程管理」（研修時間：10 時間）

県が主催する研修を受講するものとする。内容は、観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容とする。

○「救急救命」（研修時間 3～5 時間）

日本赤十字、消防局、市町村等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講させることで、AED（自動体外式除細動器）の取扱や応急（救命）手当の知識・技術を習得させることとする。

○「現場実習」（研修時間 20 時間）

県が主催する研修を受講するものとする。高野・熊野地域で活動するガイドを講師として、総合的なガイドスキルや高野・熊野地域の歴史・文化に関する深い知識を習得させることとする。高野エリア、熊野エリアでそれぞれ実施することとし、携帯不感地域の把握や緊急避難先

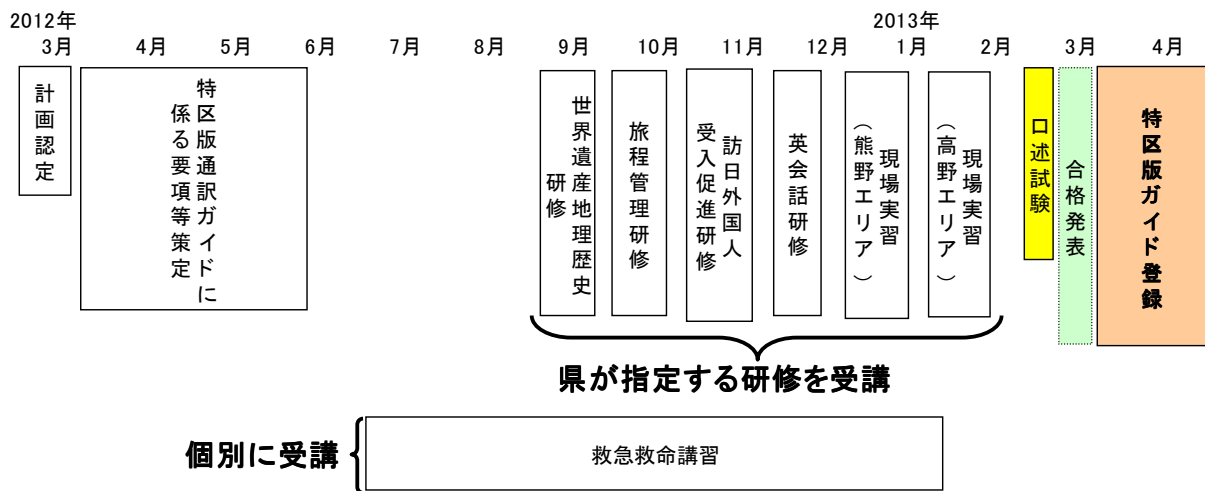
の確認等災害時や異常気象時における対応についても学習させることとする。

これらの研修は、研修内容の完全な、深い理解を得ることを目的としており、原則として日本語で実施することとする。

・効果測定方法について

上記のとおり、5項目に係る県が指定する研修をすべて受講し、語学力の要件も満たすものは、登録にあたり口述試験を受けることとする。この口述試験は、1人あたり10分程度の面接形式とし、研修の理解度を測る他、英語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についても審査の対象とする。また、英検2級をもって口述試験に臨む受験者に対しては、英検2級保持者向け実施の英会話研修の受講を経て英検準1級相当のスピーキングスキルに達していることを測定する。試験官には、地元観光協会の英語を母国語とする職員や県内の現役通訳案内士等、語学力と地元の観光に精通した方に依頼することとしたい。

○ 地域活性化総合特別区域通訳案内士制度の策定・研修実施に係るスケジュール



③ 地域活性化総合特別区域通訳案内士のPRについて

地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録者になりうる対象としては前述のとおり、主に高野・熊野エリアのガイド団体の会員を想定している。これら団体は、それぞれのホームページにおいて土日を含めてガイドサービスに係る案内・ガイド予約受付を行っており、地域活性化総合特別区域通訳案内士として登録した者についても、引き続きこれらを媒体として外国人利用者のニーズに応えることが可能である。

また、県のホームページにおいても希望する通訳案内士を対象に、氏名や連絡先、得意分野などの情報の掲載や、世界各地の旅行代理店やメディアに対するプロモーション活動においてもPRを行う等により、活用を促進することとする。

海外市場プロモーション事業の中で実施する海外メディア・エージェントを対象としたファミトリップやセールスコール等において、地域活性化総合特別区域通訳案内士の広報を行う際には、現行の通訳案内士との異なる点についても、周知するよう努める。また日本国内のランド会社向けの広報活動時においても、現行通訳案内士が日本全国の観光事情に精通し、広域エリアを対象としたツアーへのガイドとしての役割が果たせる一方で、高野・熊野エリアを深く理解しており、同地方をじっくり探求する嗜好のツアーへのガイド役を担ってもらうべく地域活性化総合特別区域通訳案内士制度を創設、運営している旨の広報も行っていく。

また、地域活性化総合特別区域通訳案内士には、世界遺産エリアにとらわれずより広域エリアでの通訳ガイド業務に従事するための手段・選択肢として「通訳案内士」資格がある旨、制度広報時や研修時において行うこととする。

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・和歌山県世界遺産緊急保全対策事業補助金
(H19年より措置/H23年度予算額：10,000千円)

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・和歌山県文化芸術振興条例（平成21年3月）
- ・和歌山県文化芸術振興基本計画（平成22年4月）
- ・和歌山県文化財保護条例（昭和31年度）
- ・和歌山県景観条例（平成20年度）
- ・和歌山県世界遺産条例（平成17年度）

3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・和歌山県世界遺産センター（H17年4月1日設置/人員6名）

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

国内外からの観光客誘客対策として以下の県単独事業を実施

- ・観光客誘致対策事業（観光情報発信）
- ・戦略的首都圏対策事業（首都圏観光PR）
- ・わかやま観光力推進事業（プロモーション活動等）
- ・世界遺産推進事業（世界遺産の保全と活用）
- ・観光施設整備事業（観光施設整備補助）
- ・国際観光推進事業
- ・外国人観光客受入環境整備事業
- ・国際チャーター便就航促進事業

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

② 主体が特定されていない場合

| | |
|-----------|---|
| 対象事業名 | <国内外からの観光客受入促進事業> 別紙2-1関係 |
| これまでの調整状況 | 平成23年8月 通訳案内士関係事業者(2法人)へ意向調査。 参加意向を示す(2法人)。 平成23年9月 和歌山県高野・熊野等地域活性化地域協議会 において総合特区指定申請を協議。 |
| 特定する方法 | 県が実施する地域活性化総合特別区域通訳案内士の認定研修を受講、口述試験に合格のうえ、特区版通訳ガイドとして登録する。 |
| 今後の予定 | 平成24年4月～6月 特区版通訳ガイドに係る要項等策定 平成24年6月～7月 研修受講者募集 平成24年9月 研修実施 ～平成25年1月 平成25年3月初旬 口述試験 平成25年3月下旬 合否判定 平成25年4月 特区版通訳ガイド登録 |

別添6 地域協議会の協議の概要

| | |
|-----------|---|
| 地域協議会の名称 | 和歌山県高野・熊野等地域活性化協議会 |
| 地域協議会の設置日 | 平成23年9月22日 |
| 地域協議会の構成員 | 別表のとおり |
| 協議を行った日 | 平成24年2月14日 持ち回り及び書面（ICT活用）で協議 |
| 協議会の意見の概要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 英語に関する必要要件について、英検だけでなく、TOEICも要件に加えるとともに、受講要件を資格取得から何年以内と制限を加えるべき。 2 英語のみを対象とするのか。英語以外の言語の要件は定めないのか。 3 旅程管理について国内用旅程管理研修のうち、特区版通訳ガイドとして必要な部分のみの研修でよいのではないか。 4 個別に観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修は県内で実施していないため県外へ行く必要があり、受講者に負担がかかる。県内で実施することはできないのか。 |
| 意見に対する対応 | <ol style="list-style-type: none"> 1 意見を踏まえ計画を修正（1年以内に取得・合格したものを有効） 2 初年度は英語のみとする。 3 意見を踏まえ計画を修正（法令に関する項目以外の内容について実施） 4 意見を踏まえ計画を修正（県主催により、県内で実施） |

別表

| 名 称 | 分 野 | |
|----------------------------|-----------|----------|
| 和歌山県 | 地方公共団体 | |
| 田辺市 | | |
| 新宮市 | | |
| かつらぎ町 | | |
| 九度山町 | | |
| 高野町 | | |
| 白浜町 | | |
| すさみ町 | | |
| 那智勝浦町 | | |
| 社団法人和歌山県タクシー協会 | | 交通事業関係団体 |
| 社団法人和歌山県バス協会 | | |
| 一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー | 旅行・観光関係団体 | |
| 特定非営利活動法人高野山異文化交流ネットワーク | | |
| 特定非営利活動法人M i ・ K u m a n o | | |
| 社団法人全国旅行業協会和歌山県支部 | | |
| 社団法人日本旅行業協会和歌山地区会 | | |
| 和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 | | |
| 社団法人和歌山県観光連盟 | | |
| 社団法人和歌山県文化財研究会 | | 文化財関係団体 |
| 財団法人和歌山県文化財保護協会 | | |
| 和歌山大学 | 学識経験者 | |
| 高野山大学 | | |
| 熊野学研究委員会 | | |